（管理調整部に置く課等）

第二十一条　管理調整部に、次の二課及び一室を置く。

管理課

企画調整課

国際業務研究室

（管理課の所掌事務）

第二十二条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　管理調整部の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課及び国際業務研究室の所掌に属するものを除く。）。

四～十四　（略）

（企画調整課の所掌事務）

第二十三条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　特許その他これに類するものに関すること。

（削る）

（削る）

第二十四条　（略）

第二十五条から第三十二条まで　削除

（土砂災害情報研究官）

第四十三条の五　土砂災害研究部に、土砂災害情報研究官一人を置く。

２　土砂災害情報研究官は、急傾斜地、山地河川の流域その他の土砂災害が発生するおそれのある場所、砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設並びに山地河川の流砂量に関する観測その他の土砂災害対策に資する観測の結果に関する高度な情報通信技術を用いた調査、情報の管理及び分析、試験、研究並びに開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（砂防研究室の所掌事務）

第四十三条の七　砂防研究室は、砂防、地すべり、ぼた山の崩壊、急傾斜地の崩壊及び雪崩並びに砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に係る計画及び管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（土砂災害研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（管理調整部に置く課等）

第二十一条　管理調整部に、次の四課及び一室を置く。

管理課

企画調整課

技術情報課

積算支援業務課

国際業務研究室

（管理課の所掌事務）

第二十二条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　総合調整に関すること（企画調整課及び国際業務研究室の所掌に属するものを除く。）。

四～十四　（略）

（企画調整課の所掌事務）

第二十三条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

（新設）

（技術情報課の所掌事務）

第二十四条　技術情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報システムの整備及び管理に関すること（積算支援業務課の所掌に属するものを除く。）。

二　特許その他これに類するものに関すること。

三　情報の収集、整理及び提供に関すること（企画調整課及び国際業務研究室の所掌に属するものを除く。）。

（積算支援業務課の所掌事務）

第二十五条　積算支援業務課は、工事に関する積算に係る情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

第二十六条　（略）

第二十七条から第三十二条まで　削除

（深層崩壊対策研究官）

第四十三条の五　土砂災害研究部に、深層崩壊対策研究官一人を置く。

２　深層崩壊対策研究官は、深層崩壊に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（砂防研究室の所掌事務）

第四十三条の七　砂防研究室は、砂防、地すべり、ぼた山の崩壊、急傾斜地の崩壊及び雪崩並びに砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に係る計画及び管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（深層崩壊対策研究官及び土砂災害研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。